



# 熊本県公報

第 1 2 6 0 4 号

平成 29 年 3 月 17 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程…………… (危機管理防災課) 2
- 特定計量器検定検査規則第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査…………… (産業支援課) 9
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 9
- 道路の区域変更…………… ( // ) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 10
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 10
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 10
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 11
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 11
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 11
- 道路の占用を制限する区域の指定…………… (道路保全課) 12
- 八代都市計画八代港臨港地区内における分区指定の変更…………… (港湾課) 15
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 15
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 15
- 土砂災害警戒区域の指定の解除…………… ( // ) 15
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… ( // ) 16
- 土砂災害警戒区域の指定…………… ( // ) 16
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( // ) 16
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( // ) 17
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病検査の実施…………… (畜産課) 17

### 公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 20
- 熊本都市計画地区計画の変更(嘉島町決定)…………… (都市計画課) 20
- 土地改良区定款変更の認可…………… (農村計画課) 20
- 玉名都市計画下水道の変更(玉名市決定)…………… (都市計画課) 20

### 登 載 依 頼

- 熊本県卸売市場審議会の開催…………… (卸売市場審議会) 20
- 第 3 回熊本県公立大学法人評価委員会の開催…………… (公立大学法人評価委員会) 21
- 平成 28 年度第 3 回熊本県医療審議会の開催…………… (医療審議会) 21
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 1 に係る一般競争入札による落札者の決定…………… (学校人事課) 21
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 2 に係る一般競争入札による落札者の決定…………… ( // ) 22
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 3 に係る一般競争入札による落札者の決定…………… ( // ) 22
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 4 に係る一般競争入札による落札者の決定…………… ( // ) 23

## 告 示

**熊本県告示第 2 3 3 号**  
 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
 平成 2 9 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ひまわり介護サービス	ひまわりサポートセンターそら	荒尾市平山 2 2 4 8 番 2 0	平成 2 9 年 4 月 1 日	訪問介護

	いろ		
--	----	--	--

**熊本県告示第 2 3 4 号**

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成 2 9 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程  
熊本県防災行政無線管理規程(昭和 5 3 年熊本県告示第 1 0 3 8 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「松江城町 1 番 2 5 号」を「鏡町内田 4 5 3 番 1 号」に、「麓町 1 6 番地」を「下城本町 1 5 7 8 番 1 号」に、「水俣、芦北」を「水俣芦北」に、

熊本県春日(熊本地方气象台)防災行政連絡所	熊本市西区春日二丁目 1 0 番 1 号
-----------------------	----------------------

を「

熊本県春日(熊本地方气象台)防災行政連絡所	熊本市西区春日二丁目 1 0 番 1 号
熊本県三角浦(熊本海上保安部)防災行政連絡所	宇城市三角町三角浦 1 1 6 0 番 2 0 号
熊本県小谷(熊本空港事務所)防災行政連絡所	上益城郡益城町小谷
熊本県八景水谷(陸上自衛隊第 8 師団)防災行政連絡所	熊本市北区八景水谷 2 丁目 1 7 番 1 号

に改める。

別表第 2 の 2 の表中

固定局・基地局	防災尾の岳	大分県日田市上津江町上野田 1 0 9 9 番地 5 尾の岳中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災鏡山	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三カ所字水の口 8 7 8 番地 3 鏡山中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災山手	球磨郡相良村大字四浦字山手 4 9 3 1 番地 2 5 山手中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災上原	熊本県葦北郡芦北町大字上原字尼ヶ谷 3 4 8 番地 7 1 上原中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災荒尾岳	熊本県天草市天草町高浜南 6 9 7 7 番地 荒尾岳中継所	危機管理防災課長

を「

固定局	防災尾の岳	大分県日田市上津江町上野田 1 0 9 9 番地 5 尾の岳中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災山手	球磨郡相良村大字四浦字山手 4 9 3 1 番地 2 5 山手中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災荒尾岳	熊本県天草市天草町高浜南 6 9 7 7 番地 荒尾岳中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災小萩	熊本県阿蘇郡南小国町満願寺字小萩 7 4 9 5 番地の一部 小萩中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災萩岳	熊本県阿蘇市波野大字中江 2 7 0 0 番 1 号 萩岳中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災清水	熊本県上益城郡山都町大字郷野原字境ノ谷 2 3 4 2 番 2 1 号 清水中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災黒峰	熊本県上益城郡山都町鎌野字黒峰 7	危機管理防災課長

地局		9 1 番地 黒峰中継所	
固定局・基地局	防災高野	熊本県球磨郡五木村乙字大角 2 5 2 番 1 号 高野中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災丸岡	熊本県球磨郡山江村大字山田甲字西大谷 2 8 7 7 番 2 号の一部 丸岡中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災一勝地	熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丙字日当野 1 3 0 1 番 1 2 号 一勝地中継所	危機管理防災課長
固定局・基地局	防災富岡	熊本県天草郡苓北町富岡字的谷 1 5 9 2 番地 富岡中継所	危機管理防災課長
固定局・移動局	防災中尾山	熊本県水俣市長野字龍平 8 5 5 番 2 1 1 号 中尾山中継所	危機管理防災課長
移動局	防災都呂々	熊本県天草郡苓北町都呂々字下方針 6 0 0 0 番 1 4 号 都呂々中継所	危機管理防災課長

に改める。  
別表第 2 の 3 の表中

固定局	防災玉名	熊本県県北広域本部玉名地域振興局	県北広域本部玉名地域振興局総務振興課長
-----	------	------------------	---------------------

を「

固定局・基地局	防災玉名	熊本県県北広域本部玉名地域振興局	県北広域本部玉名地域振興局総務振興課長
---------	------	------------------	---------------------

に、「

固定局	防災天草	熊本県天草広域本部天草地域振興局	天草広域本部天草地域振興局総務振興課長
-----	------	------------------	---------------------

を「

固定局	防災天草	熊本県天草広域本部天草地域振興局	天草広域本部天草地域振興局総務振興課長
固定局	防災熊土	熊本県県央広域本部土木部	県央広域本部土木部総務課長
固定局	防災上土	熊本県県央広域本部上益城地域振興局土木部	県央広域本部上益城地域振興局土木部総務出納課長
移動局	防災熊本総庁	熊本県熊本総合庁舎	県央広域本部税務部総務課長

に、「

固定局	防災亀川ダム	熊本県亀川ダム管理所	天草広域本部天草地域振興局土木部工務第二課長
固定局	防災石打ダム	熊本県石打ダム管理所	県央広域本部宇城地域振興局土木部工務課長

を「

移動局	防災亀川ダム	熊本県亀川ダム管理所	天草広域本部天草地域振興局土木部工務第二課長
固定局	防災石打ダム	熊本県石打ダム管理所	県央広域本部宇城地域振興局土木部工務課長

移動局	防災路木ダム	熊本県路木ダム管理所	天草広域本部天草地域振興局 土木部工務第二課長
移動局	防災上津浦ダム	熊本県上津浦ダム管理所	天草広域本部天草地域振興局 土木部工務第一課長

に改める。

別表第2の4の(1)の表を次のとおり改める。

無線局の種別	識別信号	常置場所	管理責任者
移動局	防災熊本港	熊本県熊本港管理事務所	熊本港管理事務所長
移動局	防災八代港	熊本県八代港管理事務所	八代港管理事務所長
移動局	防災三角港	熊本県三角港管理事務所	三角港管理事務所長
移動局	防災水俣港	熊本県水俣港管理事務所	水俣港管理事務所長
移動局	防災農研センター	熊本県合志市栄3801番地	農業研究センター管理部 総務課長
移動局	防災消防学校	熊本県上益城郡益城町惣領 2167番地	消防学校長
移動局	防災水俣保健所	熊本県水俣市八幡町2丁目 2番13号	水俣保健所長
移動局	防災坪井川遊水地	熊本市北区清水町打越10 1番地1号坪井川遊水地管理 所	県央広域本部熊本土木 事務所工務管理課長
移動局	防災消防航空センター	上益城郡益城町大字杉堂字 向高遊901番地23	防災消防航空センター 所長
移動局	防災天草空港	熊本県天草市五和町城河原 1丁目2080番5号	天草空港管理事務所長

別表第2の4の(2)のアの表を次のとおり改める。

無線局の種別	識別信号	常置場所	管理責任者
移動局	防災熊本市	熊本県熊本防災行政連絡所	熊本市防災主管課長
移動局	防災八代市	熊本県八代防災行政連絡所	八代市防災主管課長
移動局	防災人吉市	熊本県人吉防災行政連絡所	人吉市防災主管課長
移動局	防災荒尾市	熊本県荒尾防災行政連絡所	荒尾市防災主管課長
移動局	防災水俣市	熊本県水俣防災行政連絡所	水俣市防災主管課長
移動局	防災玉名市	熊本県玉名防災行政連絡所	玉名市防災主管課長
移動局	防災天草市	熊本県天草防災行政連絡所	天草市防災主管課長
移動局	防災山鹿市	熊本県山鹿防災行政連絡所	山鹿市防災主管課長
移動局	防災菊池市	熊本県菊池防災行政連絡所	菊池市防災主管課長
移動局	防災宇土市	熊本県宇土防災行政連絡所	宇土市防災主管課長
移動局	防災上天草市	熊本県上天草防災行政連絡 所	上天草市防災主管課長
移動局	防災宇城市	熊本県宇城防災行政連絡所	宇城市防災主管課長
移動局	防災阿蘇市	熊本県阿蘇防災行政連絡所	阿蘇市防災主管課長
移動局	防災合志市	熊本県合志防災行政連絡所	合志市防災主管課長
移動局	防災美里町	熊本県美里防災行政連絡所	美里町防災主管課長
移動局	防災玉東町	熊本県玉東防災行政連絡所	玉東町防災主管課長
移動局	防災和水町	熊本県和水防災行政連絡所	和水町防災主管課長
移動局	防災南関町	熊本県南関防災行政連絡所	南関町防災主管課長
移動局	防災長洲町	熊本県長洲防災行政連絡所	長洲町防災主管課長
移動局	防災大津町	熊本県大津防災行政連絡所	大津町防災主管課長
移動局	防災菊陽町	熊本県菊陽防災行政連絡所	菊陽町防災主管課長
移動局	防災南小国町	熊本県南小国防災行政連絡	南小国町防災主管課長

		所	
移動局	防災小国町	熊本県小国防災行政連絡所	小国町防災主管課長
移動局	防災産山村	熊本県産山防災行政連絡所	産山村防災主管課長
移動局	防災高森町	熊本県高森防災行政連絡所	高森町防災主管課長
移動局	防災南阿蘇村	熊本県南阿蘇防災行政連絡所	南阿蘇村防災主管課長
移動局	防災西原村	熊本県西原防災行政連絡所	西原村防災主管課長
移動局	防災御船町	熊本県御船防災行政連絡所	御船町防災主管課長
移動局	防災嘉島町	熊本県嘉島防災行政連絡所	嘉島町防災主管課長
移動局	防災益城町	熊本県益城防災行政連絡所	益城町防災主管課長
移動局	防災甲佐町	熊本県甲佐防災行政連絡所	甲佐町防災主管課長
移動局	防災山都町	熊本県山都防災行政連絡所	山都町防災主管課長
移動局	防災氷川町	熊本県氷川防災行政連絡所	氷川町防災主管課長
移動局	防災芦北町	熊本県芦北防災行政連絡所	芦北町防災主管課長
移動局	防災津奈木町	熊本県津奈木防災行政連絡所	津奈木町防災主管課長
移動局	防災錦町	熊本県錦防災行政連絡所	錦町防災主管課長
移動局	防災あさぎり町	熊本県あさぎり防災行政連絡所	あさぎり町防災主管課長
移動局	防災多良木町	熊本県多良木防災行政連絡所	多良木町防災主管課長
移動局	防災湯前町	熊本県湯前防災行政連絡所	湯前町防災主管課長
移動局	防災水上村	熊本県水上防災行政連絡所	水上村防災主管課長
移動局	防災相良村	熊本県相良防災行政連絡所	相良村防災主管課長
移動局	防災五木村	熊本県五木防災行政連絡所	五木村防災主管課長
移動局	防災山江村	熊本県山江防災行政連絡所	山江村防災主管課長
移動局	防災球磨村	熊本県球磨防災行政連絡所	球磨村防災主管課長
移動局	防災苓北町	熊本県苓北防災行政連絡所	苓北町防災主管課長

別表第 2 の 4 の (2) の イ の 表 を 次 の と お り 改 め る。

無線局の種別	識別信号	常置場所	管理責任者
移動局	防災熊本消防	熊本県大江（熊本消防）防災行政連絡所	熊本市消防局通信主管課長
移動局	防災宇城消防	熊本県新松原町（宇城消防）防災行政連絡所	宇城広域連合消防本部通信主管課長
移動局	防災有明消防	熊本県宮内（有明消防）防災行政連絡所	有明広域行政事務組合消防本部通信主管課長
移動局	防災山鹿消防	熊本県南島（山鹿消防）防災行政連絡所	山鹿市消防本部通信主管課長
移動局	防災菊池消防	熊本県原水（菊池消防）防災行政連絡所	菊池広域連合消防本部通信主管課長
移動局	防災阿蘇消防	熊本県黒川（阿蘇消防）防災行政連絡所	阿蘇広域行政事務組合消防本部通信主管課長
移動局	防災上益城消防	熊本県辺田見（上益城消防）防災行政連絡所	上益城消防組合消防本部通信主管課長
移動局	防災八代消防	熊本県大村町（八代消防）防災行政連絡所	八代広域行政事務組合消防本部通信主管課長
移動局	防災水俣芦北消防	熊本県ひばりヶ丘（水俣芦北消防）防災行政連絡所	水俣芦北広域行政事務組合消防本部通信主管課長
移動局	防災人吉下球磨消防	熊本県下林（人吉下球磨消防）防災行政連絡所	人吉下球磨消防組合消防本部通信主管課長

移動局	防災上球磨消防	熊本県横馬場（上球磨消防）防災行政連絡所	上球磨消防組合消防本部通信主管課長
移動局	防災天草消防	熊本県本渡町（天草消防）防災行政連絡所	天草広域連合消防本部通信主管課長
移動局	防災日赤熊本	熊本県長嶺（日赤）防災行政連絡所	日本赤十字社熊本県支部事業推進課長
移動局	防災阿蘇山上	熊本県中松（阿蘇山上事務所）防災行政連絡所	阿蘇市阿蘇山上事務所長
固定局	防災熊本气象	熊本県春日（熊本地方气象台）防災行政連絡所	熊本地方气象台観測予報管理官
移動局	防災熊本海保	熊本県三角浦（熊本海上保安部）防災行政連絡所	熊本海上保安部警備救難課長
移動局	防災熊本空港	熊本県小谷（熊本空港事務所）防災行政連絡所	熊本空港事務所長
移動局	防災第 8 師団	熊本県八景水谷（陸上自衛隊第 8 師団）防災行政連絡所	陸上自衛隊第 8 師団長

別表第 2 の 5 の表中

「

陸上移動局	防災 熊本 1	熊本県庁	河川課長
-------	---------	------	------

」

を「

陸上移動局	防災 熊本 1	熊本県庁	危機管理防災課長
-------	---------	------	----------

」

に、「

陸上移動局	防災 熊本 5	熊本県庁	危機管理防災課長
-------	---------	------	----------

」

を「

陸上移動局	防災 熊本 5	熊本県庁	河川課長
-------	---------	------	------

」

に、「防災 熊本 6」を「防災 熊本携帯 1」に、「防災 熊本 7」を「防災 熊本携帯 2」に、「防災 熊本 8」を「防災 熊本携帯 3」に、「防災 熊本 10」を「防災 熊本携帯 4」に、「防災 熊本 11」を「防災 熊本携帯 5」に、「防災 熊本 12」を「防災 熊本携帯 6」に、「防災 熊本 13」を「防災 熊本携帯 7」に、「防災 熊本 14」を「防災 熊本携帯 8」に、「防災 熊本 15」を「防災 熊本携帯 9」に、「防災 熊本 16」を「防災 熊本携帯 10」に、「防災 熊本 17」を「防災 熊本携帯 11」に、「防災 熊本 18」を「防災 熊本携帯 12」に、「防災 熊本 19」を「防災 熊本携帯 13」に、「防災 熊本 30」を「防災 熊本携帯 14」に、「防災 熊本 31」を「防災 熊本携帯 15」に、「防災 熊本 32」を「防災 熊本携帯 16」に、「防災 熊本 33」を「防災 熊本携帯 17」に、「防災 熊本 34」を「防災 熊本携帯 18」に、「防災 熊本 35」を「防災 熊本携帯 19」に、「防災 熊本 36」を「防災 熊本携帯 20」に、「防災 熊本 37」を「防災 熊本可搬 1」に、「防災 熊本 38」を「防災 熊本可搬 2」に、「防災 熊本 39」を「防災 熊本可搬 3」に、「防災 熊本 40」を「防災 熊本可搬 4」に、「防災 熊本 41」を「防災 熊本可搬 5」に、「防災 熊本 42」を「防災 熊本可搬 6」に、「防災 熊本 43」を「防災 熊本可搬 7」に、「防災 熊本 44」を「防災 熊本可搬 8」に、「防災 熊本 45」を「防災 熊本可搬 9」に、「防災 熊本 46」を「防災 熊本可搬 10」に、「防災 熊本 47」を「防災 熊本可搬 11」に、「防災 熊本 48」を「防災 熊本可搬 12」に、

「

陸上移動局	防災 熊本 4 9	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊土 1	熊本県県央広域本部 熊本土木事務所	県央広域本部熊本土木事務所総務課長

」

を「

陸上移動局	防災 熊土 1	熊本県県央広域本部 熊本土木事務所	県央広域本部熊本土木事務所総務課長
-------	---------	----------------------	-------------------

」

陸上移動局	防災 熊土 2	熊本県県央広域本部 熊本土木事務所	県央広域本部熊本土木事 務所総務課長
-------	---------	----------------------	-----------------------

に改め、  
「

陸上移動局	防災 熊土 6	熊本県県央広域本部 熊本土木事務所	県央広域本部熊本土木事 務所総務課長
-------	---------	----------------------	-----------------------

を削り、「防災 松橋 1」を「防災 宇城 1」に、「防災 松橋 2」を「防災 宇城 2」  
に、「防災 玉名 2」を「防災 玉名 1」に、「防災 玉名 4」を「防災 玉名 2」に、  
「防災 玉名 5」を「防災 玉名 3」に、「防災 山鹿 1」を「防災 鹿本 1」に、「防  
災 山鹿 2」を「防災 鹿本 2」に改め、  
「

陸上移動局	防災 山鹿 3	熊本県県北広域本部 鹿本地域振興局	県北広域本部鹿本地域振 興局土木部維持管理調整 課長
-------	---------	----------------------	----------------------------------

を削り、「防災 一の宮 1」を「防災 阿蘇 1」に、「防災 一の宮 2」を「防災 阿蘇  
2」に、「防災 一の宮 3」を「防災 阿蘇 3」に、「防災 一の宮 4」を「防災 阿蘇  
4」に、「防災 一の宮 7」を「防災 阿蘇 5」に、「防災 矢部 1」を「防災 上益城  
1」に、「防災 矢部 2」を「防災 上益城 2」に、「防災 矢部 3」を「防災 上益城  
3」に、「防災 八代 2」を「防災 八代 1」に、「防災 八代 3」を「防災 八代 2」  
に、「防災 芦北 2」を「防災 芦北 1」に、「防災 芦北 3」を「防災 芦北 2」に、  
「防災 人吉 1」を「防災 球磨 1」に、「防災 人吉 3」を「防災 球磨 2」に、「防  
災 人吉 4」を「防災 球磨 3」に、「防災 人吉 5」を「防災 球磨 4」に、「防災 本渡  
市房 3」を「防災 市房 1」に、「防災 市房 4」を「防災 市房 2」に、「防災 本渡  
1」を「防災 天草 1」に、「防災 本渡 2」を「防災 天草 2」に、「防災 本渡 3」  
を「防災 天草 3」に、「防災 本渡 4」を「防災 天草 4」に、「防災 本渡 5」を「  
防災 天草 5」に、「防災 本渡 7」を「防災 天草 6」に、  
「

陸上移動局	防災 亀川 1	熊本県天草広域本部 天草地域振興局	天草広域本部天草地域振 興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 上津浦 1	熊本県天草広域本部 天草地域振興局	天草広域本部天草地域振 興局土木部維持管理課長
陸上移動局	防災 上津浦 2	熊本県天草広域本部 天草地域振興局	天草広域本部天草地域振 興局土木部維持管理課長

を  
「

陸上移動局	防災 亀川 1	熊本県天草広域本部 天草地域振興局	天草広域本部天草地域振 興局土木部工務第二課長
陸上移動局	防災 上津浦 1	熊本県天草広域本部 天草地域振興局	天草広域本部天草地域振 興局土木部工務第一課長
陸上移動局	防災 路木 1	熊本県天草広域本部 天草地域振興局	天草広域本部天草地域振 興局土木部工務第二課長

に、  
「

陸上移動局	防災 熊本航空 センタ 1	熊本県防災消防航空セ ンター	防災消防航空センター 所長
陸上移動局	防災 熊本航空 センタ 2	熊本県防災消防航空セ ンター	防災消防航空センター 所長
陸上移動局	防災 熊本航空 隊 1	熊本県防災消防航空セ ンター	防災消防航空センター 所長
陸上移動局	防災 熊本航空 隊 2	熊本県防災消防航空セ ンター	防災消防航空センター 所長
陸上移動局	防災 有消本部	有明広域行政事務組合 消防本部	有明広域行政事務組合 消防本部通信主管課長
陸上移動局	防災 天消本部	天草広域連合消防本部	天草広域連合消防本部

			通信主管課長
陸上移動局	防災 阿蘇消本部	阿蘇広域行政事務組合 消防本部	阿蘇広域行政事務組合 消防本部通信主管課長
陸上移動局	防災 上消本部	上益城消防組合消防本 部	上益城消防組合消防本 部通信主管課長
陸上移動局	防災 水消本部	水俣芦北広域行政事務 組合消防本部	水俣芦北広域行政事務 組合消防本部通信主管 課長

を「

携帯局	防災 熊本航空 隊 1	熊本県防災消防航空セ ンター	防災消防航空センター 所長
携帯局	防災 熊本航空 隊 2	熊本県防災消防航空セ ンター	防災消防航空センター 所長

に改める。

別表第 2 の 6 の (1) の表中

無線標定陸上局	池上流速	熊本市西区池上町 井 芹川水管橋上	河川課長
---------	------	----------------------	------

を「

無線標定陸上局	池上流速	熊本市西区池上町 井 芹川水管橋上	河川課長
固定局	上久具橋水位	宇城市松橋町久具 上 久具橋右岸	河川課長

に改める。

別表第 2 の 6 の (2) の表中

固定局	立野雨量	阿蘇郡南阿蘇村大字立 野字古村 1 5 9 3 番 2	砂防課長
-----	------	-----------------------------------	------

を「

固定局	立野雨量	阿蘇郡南阿蘇村大字立 野字古村 1 5 9 3 番 2	砂防課長
固定局	鏡山雨量	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬 町大字三 カ所字水の口 8 7 8 番 地 3	砂防課長

に、「苓北町大字都呂々字下方針 6 0 0 0 - 4」を「苓北町大字都呂々字下方針 6 0 0 0 - 1 4」改める。

別表第 3 の 1 の表中「全ての端末局並びに広域本部地域振興局、市房ダム管理所及び氷川ダム管理所の支部局」を「全ての支部局（亀川ダム、石打ダム、路木ダム、上津浦ダム、船津ダム及び都呂々ダムの各管理事務所（管理所、見張所）の支部局を除く。）及び全ての端末局（熊本地方气象台、熊本海上保安部、熊本空港事務所及び陸上自衛隊第 8 師団の端末局を除く。）」に、「及び阿蘇山上事務所」を「、阿蘇山上事務所、熊本地方气象台、熊本海上保安部、熊本空港事務所及び陸上自衛隊第 8 師団」に改める。

別表第 3 の 2 の (2) の表中「全ての端末局並びに広域本部地域振興局、市房ダム管理所及び氷川ダム管理所の支部局」を「全ての支部局（亀川ダム、石打ダム、路木ダム、上津浦ダム、船津ダム及び都呂々ダムの各管理事務所（管理所、見張所）の支部局を除く。）及び全ての端末局（熊本地方气象台、熊本海上保安部、熊本空港事務所及び陸上自衛隊第 8 師団の端末局を除く。）」に、「広域本部地域振興局の」を「広域本部地域振興局及び熊本総合庁舎の」に、「広域本部地域振興局土木部の支部局」を「広域本部地域振興局土木部の支部局（亀川ダム、石打ダム、路木ダム及び上津浦ダムの各管理所の支部局を除く。）」に改め、

市町村・本 庁	別表第 2 4 端末局 (2) 連絡所	アに掲げる端末局のうち、市町村本 庁舎の端末局
------------	---------------------	----------------------------

を削り、「坪井川遊水池管理所、天君ダム管理所及び清願寺ダム管理所」を「坪井川遊水



地管理所」に、「八代港管理事務所」を「八代港管理事務所、三角港管理事務所」に、「阿蘇山上事務所」を「阿蘇山上事務所、熊本地方气象台、熊本海上保安部、熊本空港事務所及び陸上自衛隊第 8 師団」に、「町及び村」を「町及び村の端末局」に、「市を除く」を「市の端末局を除く」に、「気象予報伝達計画予警報の定義(1)注意報及び警報」を「予警報等伝達計画 1 予警報等の定義(1)特別警報、警報及び注意報」に改め、「(防災石打ダム及び防災船津ダムを除く。)」及び「(防災亀川ダム及び防災都呂々ダムを除く。)」を削る。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県告示第 2 3 5 号**

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定により特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により公示する。

平成 29 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器  
非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域  
山鹿市
- 3 検査日等

検査日	検査受付時間	検査場所
平成 29 年 4 月 1 7 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	山鹿健康福祉センター
平成 29 年 4 月 1 8 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	鹿北市民センター
平成 29 年 4 月 1 9 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	菊鹿市民センター
平成 29 年 4 月 2 0 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	鹿本市民センター
平成 29 年 4 月 2 1 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	鹿央市民センター

- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称  
一般社団法人熊本県計量協会

**熊本県告示第 2 3 6 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 3 月 1 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	大津西合志線	合志市栄字若林 3 7 9 1 番 5 0 地先から 同所 3 7 9 1 番 3 6 地先まで	前	15.8 ～ 29.6	62.8	不用物件の返還
			後	15.0 ～ 29.6		

- 2 区域を変更する期日 平成 29 年 3 月 1 7 日

**熊本県告示第 2 3 7 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 3 月 1 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
-------	-----	-----------	---	----	----	----

一般県道	玉名停車場立願寺線	玉名市立願寺字花水 322番1地先から	後	(メートル) 18.0	(メートル) 12.2	廃道処分
		同所 322番1地先まで	前	~ 20.0		
			後	17.3 ~ 17.5	12.2	

2 区域を変更する期日 平成29年3月17日

熊本県告示第238号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成29年3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労継続支援A型事業 M i R a i 八代市古閑浜町2752-1	株式会社 アイ・ネット 八代市古閑浜町2752-1 中川 真希子	就労継続支援A型	平成29年 3月7日

熊本県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年3月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	平山荒尾線	荒尾市大字上井手字柳ノ浦 675番2地先から 荒尾市大字本井手字櫛畑 663番3地先まで	前	15.6 ~ 50.8	263.0	防交安 (改築)
			後	15.6 ~ 50.8		

2 区域を変更する期日 平成29年3月17日

熊本県告示第240号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市本町本字二又8250番、8252番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字二又8252番（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。  
。)

#### 熊本県告示第241号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字古石字滝下1379番1、1379番3、1379番4、1391番、字仁土谷1398番1、1398番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝下1379番1・1379番4・字仁土谷1398番1・1398番2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第242号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字北里字掘田1751番32・1751番35・1751番38（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字掘田1751番32・1751番35（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第243号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字上田字合志5521番52（次の図に示す部分に限る。）、5521番45、5523番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字合志5521番45・5521番52・5523番2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。  
 (「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第244号**

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により次のおり公示する。  
 その関係図面は、平成29年3月17日から2週間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
 平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の占用を制限する区域

路線名	起 点	終 点
一般国道212号	阿蘇郡小国町杖立(大分県界)	阿蘇市黒川(一般国道57号交点)
一般国道218号	宇城市松橋町久具(一般国道3号交点)	上益城郡山都町長崎(宮崎県界)
一般国道219号	八代市萩原町(一般国道3号交点)	球磨郡湯前町上猪(宮崎県界)
一般国道221号	球磨郡錦町大字西(一般国道219号交点)	人吉市段塔町(宮崎県界)
一般国道265号	上益城郡山都町馬見原(宮崎県界)	阿蘇市一の宮町坂梨(一般国道57号交点)
一般国道266号	天草市牛深町(市道交点)	宇城市松橋町古保山(熊本市界)
	上益城郡嘉島町上仲間(熊本市界)	上益城郡嘉島町鯨(熊本市界)
一般国道267号	人吉市西間上町(一般国道219号交点)	人吉市田野(鹿児島県界)
一般国道268号	水俣市長野(一般国道3号交点)	水俣市越小場(鹿児島県界)
一般国道324号	天草郡苓北町富岡(町道交点)	上天草市松島町合津(一般国道266号交点)
一般国道325号	山鹿市山鹿(一般国道3号交点)	阿蘇郡高森町永野原(宮崎県界)
一般国道387号	阿蘇郡小国町西里(大分県界)	合志市須屋(一般国道3号交点)
一般国道388号	球磨郡水上村湯山(宮崎県界)	球磨郡湯前町大塚(一般国道219号交点)
一般国道389号	荒尾市四ツ山町(福岡県界)	天草市河浦町白木河内(一般国道266号交点)
一般国道442号	阿蘇郡産山村田尻(大分県界)	阿蘇郡小国町上田(一般国道387号交点)
一般国道443号	玉名郡南関町関町(福岡県界)	八代郡氷川町宮原(一般国道3号交点)
一般国道445号	上益城郡嘉島町鯨(一般国道266号交点)	人吉市下薩摩瀬町(一般国道219号交点)
一般国道501号	玉名郡長洲町長洲(一般国道389号交点)	宇土市走瀉町(一般国道57号交点)
県道1号 熊本玉名線	玉名市天水町小天(熊本市界)	玉名市大倉(一般国道208号交点)
県道5号 大牟田南関線	玉名郡南関町落合(県道29号荒尾南関線交点)	玉名郡南関町関町(一般国道443号旧道交点)
県道6号 玉名立花線	玉名郡和水町津田(一般国道443号交点)	玉名郡和水町十町(福岡県界)
県道9号 日田鹿本線	山鹿市菊鹿町山内(県道18号菊池鹿北線交点)	山鹿市鹿本町来民(一般国道325号交点)
県道10号 南関大牟田北線	玉名郡南関町関町(一般国道443号旧道交点)	玉名郡南関町関外目(福岡県界)

県道11号 別府一の宮線	阿蘇郡南小国町満願寺(大分県界)	阿蘇市一の宮町宮地(一般国道57号交点)
県道12号 天瀬阿蘇線	阿蘇郡小国町黒瀨(大分県界)	阿蘇市山田(一般国道212号交点)
県道14号 八代鏡宇土線	八代市旭町(一般国道3号交点)	宇土市新松原町(一般国道3号交点)
県道16号 玉名山鹿線	玉名市秋丸(県道6号玉名立花線交点)	山鹿市宗方(一般国道3号交点)
県道18号 菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町山内(県道9号日田鹿本線交点)	山鹿市鹿北町岩野(一般国道3号交点)
県道23号 菊池赤水線	阿蘇市車帰(県道339号北外輪山大津線交点)	阿蘇市赤水(一般国道57号交点)
	菊池市隈府(一般国道387号交点)	菊池郡大津町矢護川(県道49号熊本大津線交点)
県道24号 本渡下田線	天草市栢宇土町(一般国道266号交点)	天草市天草町下田北(一般国道389号交点)
県道25号 宮原五木線	八代市東陽町南(一般国道443号交点)	球磨郡五木村甲(一般国道445号交点)
県道26号 本度牛深線	天草市亀場町(一般国道324号交点)	天草市久玉町村田(一般国道266号交点)
県道27号 芦北球磨線	葦北郡芦北町花岡(一般国道3号交点)	球磨郡球磨村大瀬(一般国道219号交点)
県道28号 熊本高森線	上益城郡益城町広崎(熊本市界)	阿蘇郡高森町高森(一般国道265号交点)
県道29号 荒尾南関線	荒尾市平山(県道46号荒尾長洲線交点)	玉名郡南関町落合(県道5号大牟田南関線交点)
県道30号 大津植木線	菊池郡大津町室(一般国道325号交点)	合志市辻久保(一般国道387号交点)
県道33号 人吉水上線	人吉市願成寺町(一般国道445号交点)	球磨郡水上村岩野(一般国道388号交点)
県道34号 松島馬場線	上天草市松島町今泉(一般国道324号交点)	天草市栖本町馬場(一般国道266号交点)
県道36号 熊本益城大津線	上益城郡益城町広崎(熊本市界)	菊池郡大津町下町(一般国道443号交点)
県道40号 南小国波野線	阿蘇郡産山村田尻(県道11号別府一の宮線交点)	阿蘇市波野大字小池野(一般国道57号交点)
県道41号 高森波野線	阿蘇市波野大字中江(県道135号高森竹田線交点)	阿蘇市波野大字小池野(一般国道57号交点)
県道42号 八代鏡線	八代市敷川内町(一般国道3号交点)	八代市植柳下町(県道338号八代不知火線交点)
県道43号 錦湯前線	球磨郡錦町一武(一般国道219号交点)	球磨郡あさぎり町上南(県道260号皆越免田線交点)
県道44号 本渡荅北線	天草市諏訪町(県道24号本渡下田線交点)	天草市下河内(県道47号本渡五和線交点)
県道45号 阿蘇公園菊池線	阿蘇市一の宮町手野(県道11号別府一の宮線交点)	菊池市立門(一般国道387号交点)
県道46号 荒尾長洲線	荒尾市平山(県道29号荒尾南関線交点)	玉名郡長洲町長洲(一般国道389号交点)
県道47号 本渡五和線	天草市下河内(県道44号本渡荅北線交点)	天草市郡五和町鬼池(一般国道324号交点)
県道48号 多良木相良線	球磨郡多良木町多良木(県道43号錦湯前線交点)	球磨郡相良村上下坂(一般国道445号交点)

県道49号 熊本 大津線	菊池郡大津町杉水（一般国道325号交点）	菊池郡大津町矢護川（県道23号菊池赤水線交点）
県道52号 小川 泉線	八代市泉町下岳（一般国道443号交点）	八代市泉町椎原（一般国道445号交点）
県道54号 人吉 インター線	人吉市鬼木町（県道162号相良人吉線交点）	人吉市南泉田町（一般国道445号交点）
県道55号 山鹿 植木線	山鹿市南島（一般国道3号交点）	鹿本郡植木町鈴麦（一般国道208号交点）
県道56号 水俣 田浦線	水俣市陣内（一般国道3号交点）	葦北郡芦北町海浦（一般国道3号交点）
県道112号 長 洲玉名線	玉名市岱明町大野下（県道169号大野下停車場線交点）	玉名市中（一般国道208号交点）
県道126号 大 牟田荒尾線	荒尾市四ツ山（一般国道389号交点）	荒尾市打越（一般国道389号交点）
県道135号 高 森竹田線	阿蘇市波野大字中江（一般国道265号交点）	阿蘇郡高森町河原（県道41号高森波野線交点）
県道138号 辛 川鹿本線	菊池郡菊陽町津久礼（熊本市界）	菊池郡菊陽町津久礼（一般国道57号交点）
県道162号 相 良人吉線	球磨郡山江村山田（村道交点）	人吉市鬼木町（県道54号人吉インター線交点）
県道169号 大 野下停車場線	玉名市岱明町鍋（一般国道501号交点）	玉名市岱明町大野下（県道112号長洲玉名線交点）
県道206号 堂 園小森線	上益城郡益城町小谷（県道36号熊本益城大津線交点）	阿蘇郡西原村小森（県道28号熊本高森線交点）
県道235号 益 城菊陽線	上益城郡益城町惣領（県道36号熊本益城大津線交点）	上益城郡益城町惣領（熊本市界）
県道250号 八 代港大手町線	八代市郡築一番町（市道交点）	八代市大手町二丁目（県道14号八代鏡宇土線交点）
県道251号 郡 築横手線	八代市田中町（県道42号八代鏡線交点）	八代市大村町（県道14号八代鏡宇土線交点）
県道260号 皆 越免田線	球磨郡あさぎり町上南（県道43号錦湯前線交点）	球磨郡あさぎり町免田東（一般国道219号交点）
県道280号 新 合高浜港線	天草市天草町高浜南（一般国道389号交点）	天草市天草町高浜南（高浜港）
県道308号 本 渡港線	天草市港町（一般国道324号交点）	天草市港町（本渡港）
県道314号 平 山荒尾線	荒尾市平山（県道29号荒尾南関線交点）	荒尾市宮内（一般国道208号交点）
県道333号 龍 ヶ岳御所浦線	天草市御所浦町嵐口	天草市御所浦町大浦
県道334号 天 草空港線	天草市五和町城河原（県道47号本渡五和線交点）	天草市五和町城河原（天草空港）
県道336号 八 代港線	八代市郡築六番町（市道交点）	八代市東片町（一般国道3号交点）
県道338号 八 代不知火線	八代市植柳下町（県道42号八代鏡線交点）	宇城市不知火町高良（一般国道266号交点）
県道339号 北 外輪山大津線	阿蘇市西湯浦（県道12号天瀬阿蘇線交点）	阿蘇市車帰（県道23号菊池赤水線交点）

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

- 3 占用を制限する理由  
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用制限の開始の期日  
平成29年4月1日

**熊本県告示第245号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により八代都市計画八代港臨港地区内の分区指定を次のとおり変更する。  
 なお、分区の指定変更箇所は図面で示し、その図面は、熊本県土木部河川港湾局港湾課及び八代市役所に備え置き、縦覧に供する。  
 平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

特殊物資港区を商港区に変更する箇所  
 八代市新港町の一部

**熊本県告示第246号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字女島字上浦1949番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上浦1949番（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第247号**

平成20年7月23日熊本県告示第683号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。  
 平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
馬草野	人吉市上原田町	別図1のとおり	土石流	
馬氷1	人吉市上原田町	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
馬氷2	人吉市上原田町	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり

（別図1から別図3は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第248号**

平成28年3月25日熊本県告示第372号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対

策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
別府2	山江村万江	別図1のとおり	土石流
別府1	山江村万江	別図2のとおり	土石流

（別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第249号

平成25年3月26日熊本県告示第285号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
告A	球磨村一勝地	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第250号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
馬草野	人吉市上原田町、山江村万江	別図1のとおり	土石流
別府2	山江村万江、人吉市井ノ口町	別図2のとおり	土石流
別府1	山江村万江、人吉市井ノ口町	別図3のとおり	土石流

（別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第251号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
馬氷1	人吉市上原田町、球磨村渡	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
馬氷2	人吉市上原田町、球磨村渡	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第252号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
告A	球磨村一勝地、芦北町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第253号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおりブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、腐蛆病、ひな白痢及び伝達性海綿状脳症に関する検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により公示する。

平成29年3月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 実施の目的  
ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、腐蛆病及びひな白痢の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握することにより、畜産の振興を図る。
- 実施する区域及び期日

検査の種類	実施する区域	実施の期日
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	熊本市	平成29年5月8日から平成30年2月16日まで
	八代市	平成29年5月8日から平成30年2月16日まで
	上益城郡御船町	平成29年5月8日から平成30年2月16日まで
	山鹿市菊鹿町	平成29年4月3日から平成30年2月28日まで
	山鹿市鹿央町	平成29年4月3日から平成30年2月28日まで
	菊池市（七城町、旭志及び泗水町を除く。）	平成29年4月3日から平成30年2月28日まで
	菊池市七城町	平成29年4月3日から平成30年2月28日まで
	菊池郡菊陽町	平成29年4月3日から平成30年2月28日まで

	阿蘇市一の宮町	平成29年5月8日から平成29年12月22日まで
	水俣市	平成29年5月8日から平成29年12月22日まで
	葦北郡芦北町	平成29年5月8日から平成29年12月22日まで
	球磨郡あさぎり町	平成29年5月8日から平成29年12月22日まで
	天草郡苓北町	平成29年6月5日から平成29年6月30日まで
馬伝染性貧血検査	熊本市	平成29年5月8日から平成30年3月30日まで
	上益城郡益城町	平成29年5月8日から平成30年3月30日まで
	菊池市旭志	平成29年5月1日から平成30年3月30日まで
	菊池郡大津町	平成29年5月1日から平成30年3月30日まで
腐蛆病検査	熊本市	平成29年4月3日から平成30年3月30日まで
	八代市	平成29年4月3日から平成30年3月30日まで
	宇土市	平成29年4月3日から平成30年3月30日まで
	宇城市	平成29年4月3日から平成30年3月30日まで
	上益城郡全域	平成29年4月3日から平成30年3月30日まで
	下益城郡全域	平成29年4月3日から平成30年3月30日まで
	八代郡全域	平成29年4月3日から平成30年3月30日まで
	山鹿市	平成29年6月1日から平成29年8月31日まで
	阿蘇市	平成29年4月3日から平成30年3月30日まで
	阿蘇郡全域	平成29年4月3日から平成30年3月30日まで
	人吉市	平成29年4月3日から平成30年3月30日まで
	水俣市	平成29年4月3日から平成30年3月30日まで
	葦北郡全域	平成29年4月3日から平成30年3月30日まで
	球磨郡全域	平成29年4月3日から平成30年3月30日まで
ひな白痢検査	山鹿市	平成29年9月1日から平成29年12月15日まで
	玉名郡和水町	平成29年9月1日から平成29年12月15日まで
	玉名郡南関町	平成29年9月1日から平成29年12月15日まで

	人吉市	平成29年6月1日から平成29年11月30日まで
	球磨郡錦町	平成29年6月1日から平成29年11月30日まで
	球磨郡相良村	平成29年6月1日から平成29年11月30日まで
	球磨郡山江村	平成29年6月1日から平成29年11月30日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

検査の種類	家畜の種類及び範囲	摘 要
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	実施する区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている乳用牛及びその同居牛並びに知事が指定する牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがある。
馬伝染性貧血検査	実施する区域内で飼養されている馬のうち、家伝染病予防法施行規則（平成26年農林省令第35号）第9条第2項第5号から第9号までに該当する馬	
腐蛆病検査	実施する区域内で飼養され、又は転飼される蜜蜂	
ひな白痢検査	実施する区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏	
伝達性海綿状脳症検査	(1) 生前に中枢神経異常又は起立困難若しくは起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊	

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査は、血清による急速凝集反応法等により判定する。
- (2) 結核病検査は、臨床検査及びツベルクリン皮内注射法により総合的に判定する。
- (3) ヨーネ病検査は、血清を用いた酵素免疫測定法等により判定する。
- (4) 馬伝染性貧血検査は、血清による寒天ゲル内沈降反応法により判定する。
- (5) 腐蛆病検査は、蜂群の臨床検査及び細菌検査等により総合的に判定する。
- (6) ひな白痢検査は、全血による急速凝集反応法により判定する。
- (7) 牛の伝達性海綿状脳症検査にあつては延髄を材料とした酵素免疫測定法により、めん羊又は山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門においてウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査により判定する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）に基づき徴収する。
- (2) 天候その他やむを得ない理由があるときは、実施する区域及び実施の期日を変更することがある。

## 公 告

## 熊本県公告第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字東畑2901番1  
2, 952.21平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区上南部二丁目1番100号  
株式会社ハピネス

## 熊本県公告第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により嘉島町から熊本都市計画地区計画（下仲間・上仲間地区地区計画）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。  
平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県公告第150号

球磨郡錦町に事務所を置く錦町土地改良区理事長尾方幸治から平成29年2月28日付けで申請のあった定款の変更については、平成29年3月9日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県公告第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により玉名市から玉名都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。  
平成29年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 登 載 依 頼

## 熊本県卸売市場審議会公告第2号

熊本県卸売市場審議会の会議を、次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。  
平成29年3月17日

熊本県卸売市場審議会

- 1 開催日時  
平成29年3月23日（木）  
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 本館9階 901会議室
- 3 議事  
(1) 議題  
第10次熊本県卸売市場整備計画案について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県卸売市場審議会事務局（熊本県農林水産部流通アグリビジネス課流通企画班）  
（電話096-333-2470 ダイヤルイン）

**熊本県公立大学法人評価委員会公告第3号**

平成28年度第3回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成29年3月17日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 小野友道

- 開催日時  
平成29年3月28日（火）  
午後3時30分から（1時間程度）
- 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 議題  
第3期中期目標の策定について  
・企業等アンケートの結果について  
・第3期中期目標検討状況について
- 傍聴者の定員  
10人
- 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。  
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

**熊本県医療審議会公告第3号**

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

平成29年3月17日

熊本県医療審議会  
会長 福田 稗

- 開催日時  
平成29年3月24日（金）  
午後3時30分から午後4時30分まで
- 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 議題  
地域医療構想について
- 傍聴者の定員  
10人
- 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場入口において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）  
（電話096-333-2205）

**熊本県教育委員会公告第2号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年3月17日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 落札に係る物品等の名称及び予定数量

- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1
- 5, 626, 056キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年1月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
丸紅新電力株式会社  
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額  
94, 786, 034円（うち消費税及び地方消費税の額7, 021, 187円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成28年12月6日

**熊本県教育委員会公告第3号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年3月17日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2
- 5, 164, 959キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年1月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
丸紅新電力株式会社  
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額  
88, 879, 807円（うち消費税及び地方消費税の額6, 583, 689円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成28年12月6日

**熊本県教育委員会公告第4号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年3月17日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3
- 4, 537, 509キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年1月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
丸紅新電力株式会社  
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額  
79, 470, 906円（うち消費税及び地方消費税の額5, 886, 733円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日

平成28年12月6日

**熊本県教育委員会公告第5号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年3月17日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4  
5, 175, 206キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年1月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
丸紅新電力株式会社  
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額  
88, 027, 332円（うち消費税及び地方消費税の額6, 520, 543円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成28年12月6日